

厚生労働省より自己負担上限額管理票の記載に関するQ&Aが提供されました。
関係部分を抜粋しましたので、参考にして下さい。

難病法に係るQ&A（厚生労働省提供 一部抜粋）

| 質 問 | 回 答 |
|--|---|
| <p>地方単独事業による医療費助成を併用し、結果的に自己負担が0円になる患者の場合、自己負担上限額管理票の自己負担額欄にはどのように記載すればよいか。</p> | <p>地方単独事業によって結果的に患者の自己負担が0円になる場合であっても、難病の医療費助成において患者が本来自己負担すべき額を自己負担上限額管理票に記載すること。</p> <p>【自己負担上限額管理票の記載例】 自己負担上限額が5,000円の患者が、医療費総額30,000円の医療を受けた際の管理票の記載方法 ⇒(地方単独事業により結果的に患者負担が0円になる場合であっても)管理票の自己負担欄には5,000円と記載する。</p> |
| <p>(誕生日が昭和19年4月1日までの)70歳から74歳の患者で指定公費が支給される場合、自己負担上限管理票はどのように記載すればよいか。</p> | <p>(誕生日が昭和19年4月1日までの)70歳から74歳の患者で指定公費が支給される場合は、指定公費が支給された後の負担額を自己負担上限額管理票に記載すること(医療費の1割を超える部分は指定公費及び医療保険負担となるため、管理票には1割分までの自己負担額を記載する)。</p> <p>【自己負担上限額管理票の記載例】 自己負担上限額が5,000円の患者が、医療費総額30,000円の医療を受けた際の管理票の記載方法 ⇒(指定公費の支給により医療費の負担割合が1割までとなるため)管理票の自己負担欄には3,000円と記載する。</p> |
| <p>訪問看護は医療費を翌月に確定させてから精算及び請求を行うことが多いが、このような場合は自己負担上限額管理票の記載はどのようにすればよいか。</p> | <p>請求額の確定後にサービス提供月の自己負担上限額管理票に医療費総額等を記載することとして差し支えない。</p> |
| <p>医療費の精算を翌月に行うことが多い医療(訪問診療や訪問看護等)を複数の指定医療機関から受けている患者の場合、事前に指定医療機関の間で管理票に記載する順番を決めるような対応は可能か。 (例)訪問診療を利用し、訪問看護も複数のステーションを利用している。</p> | <p>例えば、指定医療機関の間で事前に調整して管理票を記載する順番を決めておくなどして差し支えない。</p> |

※なお、レセプトの請求方法につきましては、社会保険診療報酬支払基金秋田支部又は秋田県国民健康保険団体連合会にお問い合わせ下さい。